

2016年11月25日、カンボジアは、加入書を寄託することにより、意匠の国際登録に関するハーグ協定に関連したジュネーブ改正協定（1999年）に加盟しました。1999年改正協定は、2017年2月25日に、カンボジアに関して効力を有することになります。カンボジアが1999年改正協定に加入することによって、この協定への締約国の数は52か国となり、ハーグ協定への締約国の総数は66か国となります。ハーグ協定の締約国のリストは、[WIPO ウェブサイト](#)でご覧いただけます。2017年2月25日付で、ハーグシステムの利用者は、国際意匠出願においてカンボジアを指定することができるようになります。